

○建築確認申請・中間検査申請・完了検査申請

床面積の合計	確認申請	中間検査申請	完了検査申請 (中間検査あり)	完了検査申請 (中間検査なし)
30㎡以内	5,030円	-	-	10,000円
30㎡を超え100㎡以内	9,050円	-	-	12,000円
100㎡を超え200㎡以内	14,000円	15,000円	15,000円	16,000円
200㎡を超え500㎡以内	19,000円	20,000円	21,000円	22,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	34,100円	33,100円	35,000円	36,100円
1,000㎡を超えるもの	48,200円	45,300円	47,000円	50,300円
工作物 (計画の変更)	8,050円 (4,020円)	-	-	9,050円

※次に掲げる場合においては、当該各部分の床面積の二分の一について上表の申請手数料の額を適用します。

- 確認を受けた建築物の計画を変更する場合、当該計画の変更に係る部分の床面積
- 建築物を移転する場合

※次に掲げる場合においては、上表の申請手数料の二分の一の額となります。

- 公共事業の為、補償を受けた建築物等に代わるものとして建築されるもの
- 建築物が災害により滅失等した日から6カ月以内に被災者がみずから使用する為に建築するもの

○建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の完了検査申請

床面積の合計	上記完了検査手数料に 合算する手数料
300㎡未満	10,000円
300㎡以上1,000㎡未満	16,000円

○許可・認定申請

申請の種類	法令条項	申請手数料
道路位置指定に関する申請	法第42条第1項第5号	50,000円
建築物の敷地と道との関係に関する認定申請	法第43条第2項第1号	27,300円
仮設建築物の建築許可申請	法第85条第6項	120,000円
総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請	建築物が2	78,300円
	建築物が3以上	78,300円+28,000円×(n-2)
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請	建築物が1	78,300円
	建築物が2以上	78,300円+28,000円×(n-1)
同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請	建築物が1	78,300円
	建築物が2以上	78,300円+28,000円×(n-1)
複数建築物の認定取消し申請	法第86条の5第1項	6,480円+n×12,000円
既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定申請	認定申請	法第86条の8第1項 27,300円
	変更認定申請	法第86条の8第3項 27,300円
既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定申請	認定申請	法第87条の2第1項 27,300円
	変更認定申請	法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項 27,300円
建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の許可申請	法第87条の3第6項	120,000円

n：建築物数